#### 予備電源募集要綱(2025 年度・2026 年度制度適用開始向け)(案)及び予備電源契約約款(案)への意見及び回答

2024 年 7 月 1 日付けで、「予備電源募集要綱(2025 年度・2026 年度制度適用開始向け)(案)」及び「予備電源契約約款(案)」に対する意見募集を行いました。 お寄せいただいた意見・質問等及び本機関の回答についてまとめるとともに変更点の新旧対照表を作成しました。

#### 1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間 : 2024年7月1日(月)~7月30日(火)

(2) ご意見の総数 : 7件 (募集要綱:5件、約款:2件)

### 2. 予備電源募集要綱(2025 年度·2026 年度制度適用開始向け)

### (1) 意見・質問等及び回答

No.	ページ	意見·質問等 <sup>※1</sup>	本機関の回答
	(項番号等)		
1	P9	「応札事業者にて 12 か月以上 36 か月以下の範囲内において、月単位で始期及	
	第 3 章 2.(3)	び終期を設定できる」について、以下3点を確認させて頂きたい。	
	制度適用期間	①月単位で始期及び終期を設定できるが、各事業者で応札する期間に相違があ	①価格評価において、応札価格(円)、応札容量(kW)、制
	及び	る中、どのような約定処理がなされるのかご教授頂きたい。(例えば、事業者 A が	度適用期間(月数)より応札単価(円/kW・年)を算出し、応
	P23 様式 2-3	2025 年 4 月~2026 年 5 月を制度適用期間と設定し、事業者 B が 2026 年	札単価が低い電源から順位付けした上で、総合評価及び監視の結
		4月~2027年5月を制度適用期間と設定した場合、2026年4月~5月の1	果、落札電源が決まります。その上で、応札時の制度適用期間
		か月間は予備電源の確保量が重複することとなるが、その場合の制度適用期間は	(始期・終期) がそのまま適用となり、予備電源の確保量において
		どのように設定されるのか。また、制度適用期間の X 年度~X+2 年度の範囲で常	重複期間や確保できない期間が存在することはあります。
		に 200 万 kW を確保できるように落札電源が決定される理解で良いか。	なお、第十七次中間とりまとめ <sup>※2</sup> 2.(5)調達②募集量の考え方

No.	ページ	意見·質問等 <sup>※1</sup>	本機関の回答
	(項番号等)		
			(P25) において「ただし、予備電源の候補電源は、容量市場にお
			ける落札・不落札の状況や、事業者における電源の休止予定にも
			左右されるため、必ずしも東西エリアそれぞれで毎年一定量が確保
			できるとは限らない。」と記載されており、調達量が募集量から多少
			増減することがあります。
		②【様式 2-3】提案書:契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工	②様式 2-3 における「制度適用期間中にリクワイアメントを満たせな
		程にてリクワイアメントを満たせない期間を設定した上で、リクワイアメントを満たせる	い期間」は、「立ち上げプロセスにて供給力を提供できない期間」とな
		期間が 12 か月以上 36 か月以下との理解で良いか。(リクワイアメントを満たせる	りますので、様式 2-1、様式 2-3 の記載を修正します。そのため、様
		期間が連続で 12 か月以上とならなくても、X 年度~X+2年度の間でリクワイアメ	式 2-3 には供給力を提供できない期間についてご記入をお願いしま
		ントを満たせる期間が 12 か月以上であれば応札可能なのか)また、その場合、様	す。
		式 2-3 で提出したリクワイアメントを満たせない期間についてはペナルティ対象外とな	
		るのか。	
		③様式 2-3 の「制度適用期間中にリクワイアメントを満たせない期間」について、様	③約款では第 10 条第 1 項のとおり「立ち上げプロセスへの応札」が
		式 2-3 におけるリクワイアメントの定義は"供給力を提供できない期間"という意味で	リクワイアメントに該当します。
		良いか。約款におけるどのリクワイアメントを指すのか定義を明確にしていただきたい。	
2	P17	「技術評価においては、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行	価格評価では応札単価が低い電源から順位付けを行います。技術
	第5章1.(1)	うために技術的に最低限の条件を満たしているかを確認する」について、価格が同程	評価では、評価委員会にて応札電源が予備電源として最低限の
	ウ	度の電源が応札された場合、技術評価において優劣を決定するケースも存在する	条件を満たしているかを確認します。なお、第十七次中間とりまとめ
		ものと思料。この場合、どのような基準で落札電源を決定するのか、明確にする必要	(脚注 32) 及び募集要綱に記載のとおり、具体的な確認内容と
		があるのではないか。また、最低限の条件を満たしていないと判断される場合の具体	
		的なケースがあれば参考までにご教授頂きたい。	修繕や休止中のメンテナンス計画、必要となる人員確保の計画等
			の項目を確認するものとします。

No.	ページ	意見·質問等 <sup>※1</sup>	本機関の回答
	(項番号等)		
3	P10	入札要件の③において、「容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替	電源等差替については、本募集の応札前に電源等差替の登録が
	第3章2.(5)	のうち経済的な電源等差替により差替元となった電源」は入札をすることが可能、ま	完了している必要があり、登録完了している年度が対象となります。
	応札が可能な	た、※1に「本募集前に電源差替等の登録が完了している必要がある」となっている	そのため、2027 年度について、容量確保契約約款第 11 条の規
	電源	が、広域機関より2027年度向けの電源等差替の業務マニュアルが公表されていな	定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元と
		いため、現時点においていずれの事業者においても本募集前に 2027 年度の電源	なる電源はありません。
		等差替の登録が完了するか判断できない状況にある。	
4	10P	入札要件の⑤において、「長期立ち上げ電源として応札する場合にあっては、2027	(No.3 と同じ)
	第3章2.(5)	年度向け容量市場のメインオークションに落札していないこと」とあるが、2027年度	
	応札が可能な	向け容量市場のメインオークションにおいても③の要件を満たせば入札可能となるの	
	電源	ではないか。なお、後述されている表の整理内容では、「「★」の年度において、容量	
	1.2025 年度	市場で不落札、未応札または経済的な電源等差替により差替元となった電源」と	
	制度適用開始	明記されており、2027 年度向けメインオークションの項目にも「★」が明記されてい	
	向け予備電源	る。	
5	P10	第十七次中間とりまとめにおいて、初回入札においては、「予備電源の応札の目安	募集要綱に応札単価の目安価格を追記します。
	第3章2.(5)	とする価格は、容量市場の過去 4 年度間における経過措置を考慮した総平均単	
	応札が可能な	価の平均値(6,429 円/kW)とし、予備電源の応札価格はこれを下回ることを	
	電源	求めることとした。」と記載があるが、募集要項においては応札価格の上限を定める	
		記載がないため、追記いただきたい。	

# (2) 新旧対照表

変更箇所	新	IΠ	備考
第1章2.	落札した事業者は本機関との間で予備電源契約の締結をし	落札した事業者は本機関との間で予備電源契約書を締結し	記載明確化
募集要綱の位置付け	ていただきます。	ていただきます。	
第2章2.	(2)本機関は原則として、予備電源募集の運営を通じて取得	(2)本機関は原則として、予備電源募集の運営を通じて取	実務に合わせて追記
守秘義務	した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱	得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り	
	います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者で	扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者	
	ある者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼によ	である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼	
	り情報提供を行う場合があります。また、応札事業者が電力・	により情報提供を行う場合があります。	
	ガス取引監視等委員会(以下、「監視等委」といいます。)に		
	提供した情報について、本機関に共有いただく場合がありま		
	<u> </u>		
第3章1.	※2:落札候補電源を対象に、監視等委により、応札事業者	※2:落札候補電源を対象に、電力・ガス取引監視等委員	第2章2.(2)に合わ
募集スケジュール	が提出した応札価格の監視が行われ、落札結果は監視終了	会(以下、「監視等委」といいます。) により、応札事業者が提	せて修正
	後に公表します。詳細については、「予備電源制度ガイドライ	出した応札価格の監視が行われ、落札結果は監視終了後に	
	ン」を参照ください。	公表します。詳細については、「予備電源制度ガイドライン」を	
		参照ください。	
第2章3.	電力広域的運営推進機関 予備電源制度 問い合わせ窓口	電力広域的運営推進機関 予備電源制度 問い合わせ窓口	記載明確化
問い合わせ先	(応札に関するお問い合わせ)	(応札に関するお問い合わせ)	
	メールアドレス: <u>yobi_osatsu@occto.or.jp</u>	メールアドレス: XXXX@occto.or.jp	
	(その他のお問い合わせ)	(その他のお問い合わせ)	
	メールアドレス: <u>yobi_inquiry@occto.or.jp</u>	メールアドレス: XXXX@occto.or.jp	
	資源エネルギー庁 電力基盤整備課 予備電源制度 問い合わせ窓口	資源エネルギー庁 電力基盤整備課 予備電源制度 問い合わせ窓口	
	(制度全般に関するお問い合わせ)	(制度全般に関するお問い合わせ)	
	メールアドレス: <u>bzl-yobi-dengen@meti.go.jp</u>	メールアドレス: <u>XXXX@meti.go.jp</u>	

変更箇所	新	旧	備考
	電力・ガス取引監視等委員会 予備電源制度 問い合わせ窓口	電力・ガス取引監視等委員会 予備電源制度 問い合わせ窓口	
	(応札価格に関するお問い合わせ)	(応札価格に関するお問い合わせ)	
	メールアドレス: <u>bzl-backup-power@meti.go.jp</u>	メールアドレス: <u>XXXX@meti.go.jp</u>	
第3章1.(1)	2024年8月30日(金)~2024年9月30日(月):応札の受付期間(20営業日)	2024年8月下旬~2024年9月下旬:応札の受付期間 (20営業日程度)	記載明確化
募集スケジュール	2024年10月1日(火)~2024年12月20日(金):審査期間	2024年XX月XX日(X)~2024年XX月XX日(X):審査期間	
	2024年12月25日(水):落札結果の公表期日	<u>2024 年 XX 月頃</u> : 落札結果の公表期日	
第3章3.(1)	本機関は、短期立ち上げ・長期立ち上げの予備電源かを問	本機関は、短期立ち上げ・長期立ち上げの予備電源かを問	「予備電源制度ガイ
立ち上げコストについて	わず、立ち上げプロセスへの <u>応札単価</u> が、本募集で提出した	わず、立ち上げプロセスへの <u>応札価格</u> が、本募集で提出した	ドライン」との整合化
	想定立ち上げコストを上回らないことを確認します。	想定立ち上げコストを大きく乖離が無いことを確認します。	
第4章1.(2)	(2) 応札書の作成	(2) 応札書の作成	意見・質問等による
応札書の作成	ア 応札価格は1円単位とします。	ア 応札価格は1円単位とします。	修正(No.5)
	イ 別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」の記載	イ 応札価格に織り込むことが認められるコストについては別	
	のとおり、予備電源の応札の目安とする価格は、容量市	途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照し	
	場の過去 4 年度間における経過措置を考慮した総平	てください。	
	均単価の平均値(6,429 円/kW)とし、予備電源の		
	応札単価はこれを下回ることとします。		
	ウ 応札価格に織り込むことが認められるコストについても別		
	途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照し		
	てください。		
第4章2.(2)	2024年9月30日(月)17時必着	2024 年 XX 月 XX 日(XX 曜日)xx 時必着	記載明確化
提出期限			
第4章2.(4)	イ 提案書・誓約書は ZIP ファイルに変換し、ファイルの名称を	イ 提案書・誓約書は ZIP ファイルに変換し、ファイルの名称を	記載明確化
提案書・誓約書の提出に係	「事業者名_応札電源名_提案書・誓約書」として、以下のメ	「事業者名」応札電源名」提案書・誓約書」として、以下のメ	
る手続き	ールアドレスに送付してください。	ールアドレスに送付してください。	
	[メールアドレス]: <u>yobi_osatsu@occto.or.jp</u>	[メールアドレス]: XXXX@occto.or.jp	

変更箇所	新	IΒ	備考
様式 2-1	項目番号 11:	項目番号 11:	意見・質問等による
	制度適用期間中に供給力を提供できない期間	制度適用期間中リクワイアメントを満たせない期間	修正(No.1③)
様式 2-3	供給力を提供できない期間	リクワイアメントを満たせない期間	意見・質問等による
	供給力を提供できない容量	<u>リクワイアメントを満たせない</u> 容量	修正(No.1③)
様式 2-3	【制度適用期間中に供給力を提供できない期間の詳細】	【制度適用期間中に <u>リクワイアメントを満たせない</u> 期間の詳細】	
	項目 3「詳細」の欄を削除 (項目 2「理由」に統一)	項目 3「詳細」	
	以降、項目番号の修正		
様式 2-7	【所要期間】として月数のみ記入	【予定期間】として、「開始」、「終了」の年月を記入し、所要	
		期間(月数)を自動計算	

## 3. 予備電源契約約款

## (1) 意見・質問等及び回答

No.	ページ	意見•質問等※	本機関の回答
	(項番号等)		
1	P8	長期立ち上げの予備電源で求められる容量市場の追加オークションへの応札は、事	ご認識の理解のとおり、制度適用期間以外に実施する追加オークシ
	第 10 条 1.①	業者が設定した制度適用期間内に実施される追加オークションへの応札が対象で	ョンへの応札は対象外です。
	(2)	あり、事業者が設定した制度適用期間以前(又は以降)に実施される追加オーク	
		ションへの応札は対象外であり、ペナルティも発生しない理解で良いか。	
2	P11	第9条1項⑥に記載されている「保管していた燃料を使い切り、かつ再調達が困難	ご指摘のとおりのため、第 17 条第 1 項④の記載を修正します。
	第12条 3項	である場合」についても、第 12 条 3 項にて退出ペナルティの対象となっているが、第	
		十七次中間とりまとめにおいては、「あらかじめ発電所等のタンクに燃料を保管した短	
		期立ち上げの予備電源が、供給力の供出により燃料を使い切り、かつ再調達が困	
		難な場合は退出ペナルティを科さないことが妥当」となっているため、ペナルティの対象	
		外となる旨を追記いただきたい。	

# (2) 新旧対照表

変更箇所	新	IΒ	備考
第7条第1項②	(2) 予備電源維持運用者が、予備電源制度への応札価格に	(2) 予備電源制度への応札価格に費用を織り込んでいた修繕	記載明確化
	費用を織り込んでいた修繕のうち、実施不要と判断した修	のうち、実施不要と判断した修繕費が発生した場合で、か	
	<u>繕費が発生した場合で、かつ、応札時に予定していなかった</u>	つ、予備電源維持運用者が応札時に予定していなかった	
	修繕を追加的に必要と判断し、本機関へ実施することを申	修繕を追加的に必要と判断し、本機関へ実施することを申	
	告し、本機関が認めた場合、追加の修繕費を応札時の修	告し、本機関が認めた場合、追加の修繕費を応札時の修	
	繕費を超過しない範囲で差し加えます。なお、差し加えた	繕費を超過しない範囲で差し加えます。なお、差し加えた	
	修繕費を含めた応札価格が、当初の応札価格を超えた場	修繕費を含めた応札価格が、当初の応札価格を超えた場	
	合の修繕費超過分や、本機関へ事前申告がなされていな	合の修繕費超過分や、本機関へ事前申告がなされていな	
	い場合は、電源入札等補填金には含めず、予備電源維	い場合は、電源入札等補填金には含めず、予備電源維	
	持運用者が負担するものとします。	持運用者が負担するものとします。	
第7条第1項③	③ (省略)本機関からの求めに従って、予備電源維持運用	③ (省略)本機関からの求めに従って、必要な情報の提出	記載明確化
	者は必要な情報の提出等を行うこととします。	等を行うこととします。	
第7条第1項③	(1) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づ	(1) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づ	記載明確化
	く燃料単価の見積もりに <u>応札時から</u> 購入時の燃料市況価	く燃料単価の見積もりに購入時の燃料市況価格を反映し	
	格の変動を反映した値よりも高い燃料単価で燃料を購入	た値よりも高い燃料単価で燃料を購入した場合、燃料市	
	した場合、燃料市況価格の変動による差額のみを差し加え	況価格の変動による差額のみを差し加えて「購入時の燃料	
	て「購入時の燃料単価」 <u>とします。</u>	単価」を算出します。	
第7条第1項③	(2) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づ	(2) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づ	記載明確化
	く燃料単価の見積もりに <u>応札時から</u> 購入時の燃料市況価	く燃料単価の見積もりに購入時の燃料市況価格の変動を	
	格の変動を反映した値よりも低い燃料単価で燃料を購入	反映した値よりも低い燃料単価で燃料を購入した場合、 <u>差</u>	
	した場合、当該燃料単価を「購入時の燃料単価」としま	額を差し引いて「購入時の燃料単価」とします。	
	す。		
第7条第1項④	④ 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短	④ 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短	記載明確化
	期立ち上げの予備電源に限り、立ち上げプロセスを経た稼	期立ち上げの予備電源に限り、立ち上げプロセスを経た稼	
	働に要した燃料費相当分	働に要した燃料費相当分	

<sup>※1</sup> いただいたご意見の原文を記載しております。(ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正)

変更箇所		新		В	備考
		この時、当該燃料費は、「購入時の燃料単価 <u>(③)</u> ×立		この時、当該燃料費は、「購入時の燃料単価 (③で算出	
		ち上げプロセスでの稼働で消費した燃料の量」によって算出		したもの) ×立ち上げプロセスでの稼働で消費した燃料の	
		します。		量」によって算出します。	
		また、立ち上げプロセスを経た稼働に要した燃料費相当分		また、立ち上げプロセスを経た稼働に要した燃料費相当分	
		の算出に当たっては、本機関からの求めに従って、 <u>予備電</u>		の算出に当たっては、本機関からの求めに従って、必要な情	
		<u>源維持運用者は</u> 必要な情報の提出等を行うこととします。		報の提出等を行うこととします。	
第7条第3項	3.	各年度の電源入札等補填金の入金期限日は、翌年度の	3.	各年度の電源入札等補填金の入金期限日は、翌年度の	記載明確化
		9月の末日(当該日が金融機関休業日に該当する場合		XX 月の末日(当該日が金融機関休業日に該当する場	
		はその前営業日)とします。		合はその前営業日)とします。	
第8条	1	本機関より、予備電源維持運用者に対して、翌年度の6	1	本機関より、予備電源維持運用者に対して、翌年度の <u>X</u>	記載明確化
		月までに支払金額または、請求金額及びその根拠を通知し		月までに支払金額または、請求金額及びその根拠を通知し	
		ます。		ます。	
	(1	<b>当略</b> )	(省略)		
	4	電源入札等補填金の金額が翌年度の 12月までに確定し	4	電源入札等補填金の金額が翌年度のY月までに確定し	
		なかった場合、本機関が最終的に通知した内容に従って、		なかった場合、本機関が最終的に通知した内容にしたがっ	
		電源入札等補填金の金額が確定するものとします。		て、電源入札等補填金の金額が確定するものとします。	
	(5)	電源入札等補填金の請求金額について、金員の移動が翌	(5)	金員の移動が <u>Z月</u> までに行われなかった場合、 <u>翌年</u> の支	
		<u>年度の3月までに行われなかった場合、翌々年度の</u> 支払		払金額の減額等を行います。	
		金額の減額等を行います。			
第9条第1項①	1	予備電源維持運用者が契約容量の全量または一部の容	1	契約容量の全量または一部の容量の退出を希望し、本機	記載明確化
		量の退出を希望し、本機関が退出を認めた場合		関が退出を認めた場合	
第 10 条第 1 項③	2	予備電源維持運用者は、以下の容量オークションには応	3	予備電源維持運用者は、以下の <u>追加</u> オークションには応	誤記修正
		札できないものとします。		札できないものとします。	
第 10 条第 2 項③	3	予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札したが不	3	予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札したが不	誤記修正
		落札だった場合、提出書類の不備等、予備電源維持運		落札だった場合、提出書類の不備等、予備電源維持運	
		用者の責めに帰すべき事由により適切に応札が行われなか		用者に責めに帰すべき事由により適切に応札が行われなか	

変更箇所		新		旧	備考
		った事実が無いか確認します。		った事実が無いか確認します。	
第 10 条第 4 項	4.	本機関は、第2項のアセスメントの結果に基づき、予備電	4.	本機関は、第2項のアセスメントの結果に基づき、予備電	誤記修正
		源維持運用者が第1項に定めるリクワイアメントに違反して		源維持運用者が第1項に定めるリクワイアメントに違反して	
		いると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者		いると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者	
		名、契約電源名、 <u>リクワイアメント違反</u> の事実及びその内容		名、契約電源名、 <u>アセスメント違反</u> の事実及びその内容を	
		を公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除するこ		公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除すること	
		とができるものとします。		ができるものとします。	
第 11 条第 3 項	3.	本機関は、前項のアセスメントの結果に基づき、予備電源	3.	本機関は、前項のアセスメントの結果に基づき、予備電源	誤記修正
		維持運用者が第1項に定めるリクワイアメントに違反してい		維持運用者が第1項に定めるリクワイアメントに違反してい	
		ると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、		ると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、	
		契約電源名、リクワイアメント違反の事実及びその内容を公		契約電源名、アセスメント違反の事実及びその内容を公表	
		表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することが		し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することがで	
		できるものとします。但し、予備電源維持運用者が第1項		きるものとします。但し、予備電源維持運用者が第1項第	
		第1号のリクワイアメントに違反した場合には、予備電源維		1 号のリクワイアメントに違反した場合には、予備電源維持	
		持運用者は、本機関に対し、契約電源を稼働させた以降		運用者は、本機関に対し、契約電源を稼働させた以降に	
		に受領した電源入札等補填金を返還等するものとします。		受領した電源入札等補填金を返還等するものとします。	
第16条	1.	契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短	1.	契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短	「予備電源制度ガイ
		期立ち上げの予備電源で、契約金額に織り込んだ燃料関		期立ち上げの予備電源で、契約金額に織り込んだ燃料関	ドライン」との整合化
		係費用で購入した燃料が制度適用期間終了後、または制		係費用で購入した燃料が制度適用期間終了後、または制	
		度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる		度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる	
		稼働終了後(ただし、制度適用期間終了後に、制度適		稼働終了後(ただし、制度適用期間終了後に、制度適	
		用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働		用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働	
		が終了した場合に限る)に残存した場合、予備電源維持		が終了した場合に限る)に残存した場合、予備電源維持	
		運用者は、1 年程度以内に当該燃料を用いた売電または		運用者は、1 年程度以内に当該燃料を用いた売電または	
		当該燃料の <u>転売</u> を行うものとします。		当該燃料の <u>売却</u> 行うものとします。	

変更箇所	新	IΒ	備考
	2. 前項の売電または燃料の転売のために生じた追加費用は、	2. 前項の売電または燃料の売却ために生じた追加費用は、	
	予備電源維持運用者が負担するものとします。	予備電源維持運用者が負担するものとします。	
	3. 予備電源維持運用者は、本機関に対し、第 1 項に基づ	3. 予備電源維持運用者は、本機関に対し、第 1 項に基づ	
	き売電または燃料を <u>転売</u> したことにより得た利益の <u>9 割</u> を	き売電または燃料を <u>売却</u> したことにより得た利益の <u>90%</u> を	
	還付するものとします。	還付するものとします。	
第 17 条第 1 項④	④ 第9条 <u>第1項</u> 第6号による退出	④ 第9条第6号による退出	意見・質問等による
			修正(No.2)
第 17 条第 3 項	3. 不可抗力が制度適用期間中に生じたことにより、予備電源	3. 不可抗力が制度適用期間中に生じたことにより、予備電源	記載明確化
	維持運用者が、契約容量の全量または一部を制度退出す	維持運用者が、契約容量の全量または一部を制度退出す	
	る場合であっても、本機関は、制度退出となった時点におい	る場合であっても、本機関は、制度退出となった時点におい	
	て、予備電源制度のリクワイアメントを遵守するために支出	て、予備電源制度のリクワイアメントを遵守するために支出	
	義務が発生している修繕費・休止措置費・燃料関係費用	義務が発生している修繕費・休止措置費・燃料関係費用	
	等の相当額について、制度退出以降においても支払いを継	等について、制度退出以降においても支払いを継続するも	
	続するものとします。	のとします。	
第 18 条第 1 項②	② 第 19 条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がな	② 第 18 条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がな	誤記修正
	された場合	された場合	
用語の定義	制度適用期間	制度適用期間	「予備電源制度ガイ
	予備電源維持運用者が、落札電源について、本制度のリクワイ	予備電源維持運用者が、落札電源について、立ち上げプロセス	ドライン」との整合化
	アメントである「立ち上げプロセスへの応札」が可能なままその休	への応札が可能なまま休止状態を維持するとして設定し、本機	
	止状態を維持するとして設定し、本機関が認めた期間	関が認めた期間	
全体	ページ番号を付番	_	
全体	表記を統一		
	・「但し」を「ただし」		
	・「したがって」を「従って」		